

三朝町特別医療費助成条例施行規則及び三朝町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 2 月 6 日

三朝町長

### 三朝町規則第 3 号

三朝町特別医療費助成条例施行規則及び三朝町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(三朝町特別医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 1 条 三朝町特別医療費助成条例施行規則（昭和 49 年三朝町規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(特別医療費受給資格証交付申請書の様式等) 第 5 条 略 2 条例第 7 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(6) 略 (7) 条例別表第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） <u>第 5 条第 24 項</u> に規定する自立支援医療を受給している者にあつては、自立支援医療受給者証	(特別医療費受給資格証交付申請書の様式等) 第 5 条 略 2 条例第 7 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(6) 略 (7) 条例別表第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） <u>第 5 条第 22 項</u> に規定する自立支援医療を受給している者にあつては、自立支援医療受給者証

(8)～(10) 略	(8)～(10) 略
------------	------------

(三朝町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 三朝町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年三朝町規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(計画相談支援給付費等の支給申請等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、第2項の支給の決定において定めた法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間(以下「モニタリング期間」という。)を変更する場合は、モニタリング期間変更通知書(様式第20号)により第2項の支給決定を受けた者に通知するものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(計画相談支援給付費等の支給申請等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、第2項の支給の決定において定めた法第5条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間(以下「モニタリング期間」という。)を変更する場合は、モニタリング期間変更通知書(様式第20号)により第2項の支給決定を受けた者に通知するものとする。</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。